

ふちゅこまーけつと
-Fuchu Collective Market-
屋内店舗区画
出店募集要項

出店者貸出期間 : 平成 30 年 7 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日
申込み受付期間 : 平成 30 年 5 月 24 日から平成 30 年 6 月 3 日

平成 30 年 5 月



【概要】

- ① 名称 : ふちゅこまーけっと屋内店舗区画
- ② 出店者貸出期間 : 平成 30 年 7 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日
- ③ 申込み受付期間 : 平成 30 年 5 月 24 日から平成 30 年 6 月 3 日
- ④ 運営者 : 一般社団法人まちづくり府中
- ⑤ 出店場所 所在地 : 東京都府中市宮西町 2-2-12



【目的】

本敷地は、府中駅と府中本町駅との中間点であり、けやき並木と旧甲州街道の結節点に面する立地を活かし、中心市街地の回遊性の向上に資する施設として整備が求められています。そこで、一般社団法人まちづくり府中にて「ふちゅこまーけっと-Fuchu Collective Market-」（以下、施設）を運営し、新たな賑わいを創出することを目的とします。

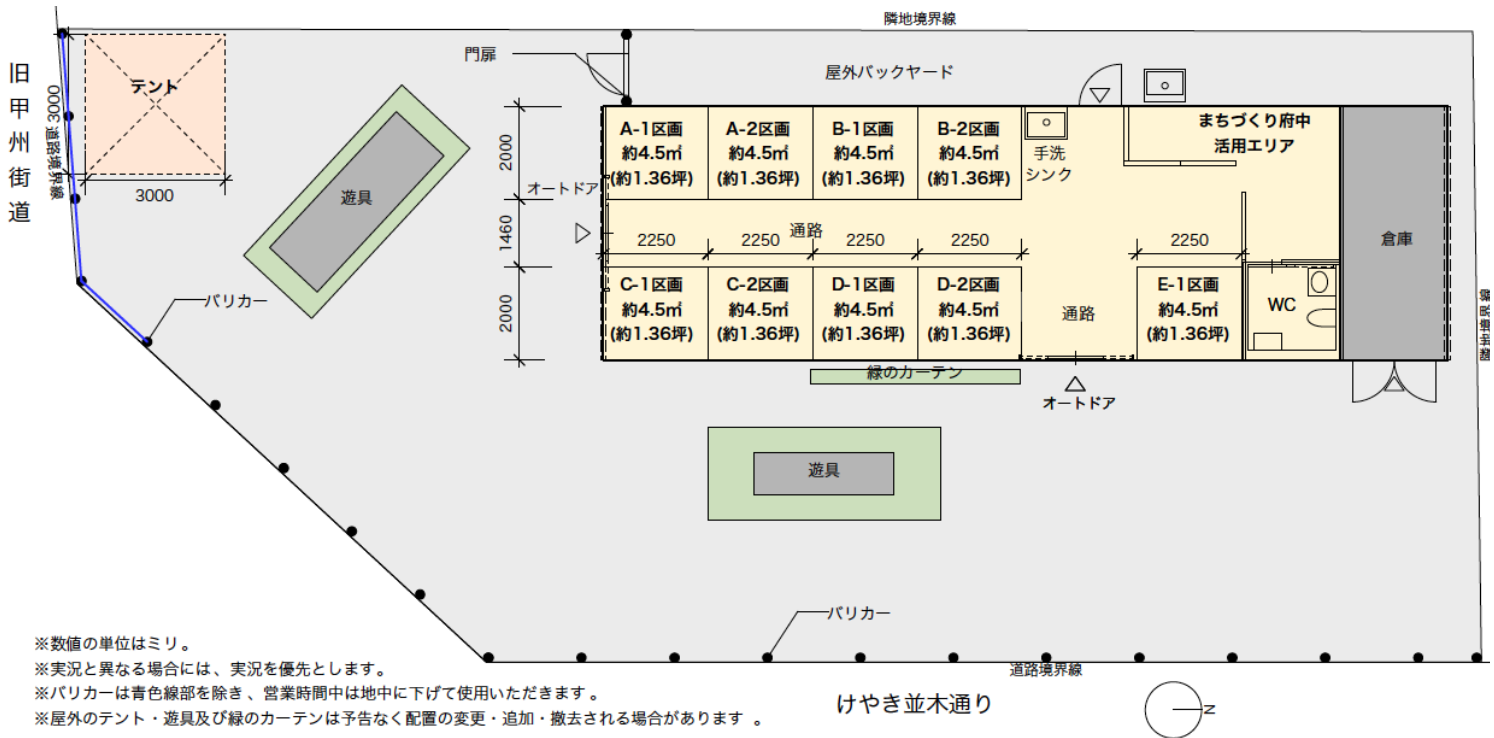
【施設について】

① 出店者条件

- ・ 本事業の目的に賛同する個人または団体(法人含む)が対象です。
- ・ 市外の方も応募可能ですが、選考の際には市内の方を優先して選考します。
- ・ 第三者への賃貸(サブリース)等はいけません。別途申込み時に提出いただく出店申込書に記載した事業のみを行うことが条件となります。

② 業態

- ・ 物販を基本とします。ただし、一部サービス業についても事業によっては選考を経て認める場合があります。
- ・ 飲食業は不可となります。ただし、食品販売(加工品販売)は保健所の営業許可など、所定の条件を満たした場合に可能となります。(施設内に調理器具・冷蔵・冷凍設備などはありません。)なお、営業許可申請は出店者自らの負担により行い、(一社)まちづくり府中へ営業前に報告してください。
- ・ 風俗営業許可を要する事業は行えません。



- ふちゅこまーけっと平面イメージ(実況と異なる場合には実況に応じます)
 ※各区画間に間仕切りはありません。什器は出店者にてご用意ください。

③ 募集区画

区画数：5区画。(ただし、下表の通り区画によって一部入居できない月があります。)

各区画：約4.5㎡(約2.25m×約2.0m) ※壁芯寸法、実況と異なる場合は実況優先。

隣接区画との間仕切りはありません。

区画名	入居可能月
A-1 区画	7月及び10月(8月～9月は不可)
A-2 区画	7月～10月
B-1 区画	9月～10月
B-2 区画	9月～10月
D-2 区画	7月～10月

■募集中の区画名と入居可能月について

④ 賃料

- ・ 1ヶ月あたりの賃料は以下となります。
 - 1区画：27,000(円/月:税込)
 - 3ヶ月以上契約の場合、賃料は下記となります。
 - 1区画：25,000(円/月:税込)
- ・ 賃料には光熱水費を含みます。
- ・ 敷金・礼金・仲介手数料はありません。
- ・ 各種保険への加入は出店者の負担となります。
- ・ 賃料は契約時一括現金前払いとなります。契約後の返金はできません。
- ・ 契約期間中の更新による契約延長の結果3ヶ月以上となる場合でも、当初の契約期間が3ヶ月を超えない場合は、3ヶ月以上契約とはみなさず、賃料割引対象とはなりません。

⑤ 貸出期間

- ・ 平成30年7月1日9時30分から平成30年10月31日17時まで。
- ・ 契約は月単位を基本としますが、月の中途からの貸出しも(一社)まちづくり府中と協議の上、認める場合があります。
- ・ 契約貸出日の最終日は原状回復の上、17時まで(一社)まちづくり府中へ引き渡しとなります。

⑥ 施設開館時間

- ・ 9:30～20:00を基本とします。
- ・ 出店及び閉店準備時間を上記時間内に設け、各出店者で営業時間を10:00～19:00の間で設定した上で、(一社)まちづくり府中へ申し込んでください。

⑦ 設備

- ・ 出店者の利用を原則としたトイレを設置します。
- ・ インターネット設備はありません。
- ・ パソコンや簡易な演出照明のための、100V 電源を設置します。電気容量については別途ご相談ください。
- ・ 簡易な水栓設備を建物内外に設置します。
- ・ 厨房設備はありません。また調理器具などの持ち込みもできません。
- ・ レジ設備はありません。各自で売り上げ管理をお願いします。

⑧ 什器・備品

- ・ 貸出しは予定していません。出店者でご用意ください。

⑨ その他

- ・ 敷地内及び施設内での内装造作等を行えません。ただし、協議の上（一社）まちづくり府中が認めたものを除きます。
- ・ 建物の開錠・施錠管理、敷地内・建物内清掃、敷地前面の歩道の清掃、バリカー（車止め）の管理、施設案内サインの掲出の他、（一社）まちづくり府中のまちづくり活動にご理解とご協力をいただくことを出店の条件とします。
- ・ 施設を汚損・破損した場合、相応の費用弁済をいただきます。
- ・ 食品等を販売する場合には、事前に保健所の許可を出店者にて取得し、営業許可書等を（一社）まちづくり府中にご提出ください。保健所から保健衛生に関する指示があった場合には、必ず従ってください。
- ・ 食品(加工品)販売出店者は出店及び食品・販売行為に関連して発生した事故、苦情に対して全ての賠償責任を負っていただきます。
- ・ スtockヤードはありません。在庫や備品の保管は貸出区画内で行うこととし、出店者の物品の保管について、（一社）まちづくり府中は一切の責任を負いません。
- ・ 売買等におけるトラブル、物損や盗難等の事故は、全て当事者間で解決することとし、（一社）まちづくり府中は一切の責任を負いません。
- ・ （一社）まちづくり府中では記録写真を撮影し、ホームページや広報等で使用いたしますので、予めご了承ください。
- ・ 出店終了時もしくは出店が複数に及ぶ場合には毎月の頭に、（一社）まちづくり府中が配布するアンケート及び日々の売上・レジ客数の記録を、速やかに提出ください。
- ・ 動物・昆虫などの生き物を敷地内・施設内への持ち込むことはできません。ただし、盲導・聴導など介助のための動物は除きます。事前に（一社）まちづくり府中にご相談ください。

- ・ 本施設敷地内の屋外は屋外物販区画、キッチンカースペース、屋外イベント区画などへの貸出し、遊具の設置、緑のカーテン、及び（一社）まちづくり府中の事業による作業を行います。ご理解とご協力をお願いします。
- ・ 代表者、従業員など店舗に関わる方が、以下に該当すると（一社）まちづくり府中が判断した場合には、即時契約を解除し、退去を命ずることができます。なお、契約中途であっても契約金・賃料は返却いたしません。
 - 1) 募集要項・一時賃貸借契約書・店舗営業規則に記載した禁止事項を行なった者。
 - 2) 暴力団、暴力団関係企業若しくはこれらに準ずる者又はその構成員。
 - 3) 宗教の布教・広報・販売活動、及びこれに準ずる行為を行う者。
 - 4) 連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法など）などを行う者。
 - 5) 他の出店者やお客様への迷惑行為を行う者。
 - 6) その他、（一社）まちづくり府中が不適切と認めた行為を行う者。

【施設の明け渡し】

- ・ 契約期間が終了した場合、又は前項に規定する契約解除が行われた場合、出店者は直ちに施設内の動産・什器備品及び、出店者が協議の上設置した内装造作等の全てを撤去の上、原状に復して（一社）まちづくり府中に明け渡してください。
- ・ 出店者が上記明け渡しを怠った場合には、（一社）まちづくり府中は出店者に対し明渡し済みに至るまでの賃料相当額を請求します。

【遵守事項】

- ・ 騒音・振動・臭気の発生する行為は禁止します。
- ・ 敷地内・建物内での喫煙はできません。
- ・ 敷地内への自動車・自転車の駐車駐輪はできません。
- ・ 他の出店者やお客様の迷惑となる行為はご遠慮ください。
- ・ 販売について、貸出し区画以外で行うことはできません。
- ・ 火器の持ち込み・使用は禁止します。
- ・ 敷地内及び施設内にゴミ置場はありません。出店に伴い生ずるゴミは出店者でお持ち帰りください。
- ・ （一社）まちづくり府中の事務局員及び委託先の係員の指示に従ってください。
- ・ サインなどの掲出については、府中市景観条例を遵守するとともに、（一社）まちづくり府中の指示に従ってください。
- ・ その他、（一社）まちづくり府中が別途定める、店舗営業規則を遵守いただきます。

【出店の流れ】

- ① 申込：募集要項を熟読の上、「ふちゅこまーけつと屋内店舗区画出店申込書(その1)(その2)」及び「反社会的勢力でないこと等の表明に関する規約」に必要事項を記入・捺印の上、平成30年6月3日までに(一社)まちづくり府中にEメールにて申し込みください。商品説明や事業のパンフレットなど補足資料がある場合には、別途PDFデータ(5MB以内)もしくは郵送にて(一社)まちづくり府中に送付ください。(平成30年5月20日必着)
Eメールアドレス：machidukuri_fuchu@nifty.com
- ② 選考：(一社)まちづくり府中で出店条件に合致しているか、全体の出店内容のバランス等から総合的に判断します。
- ③ 決定：(一社)まちづくり府中で出店者の決定を行い、選考結果を平成30年5月下旬にご連絡いたします。また、出店が決定した方には事務局より契約に際しての必要書類をお送りいたしますので、出店決定者は、それらに記入の上、(一社)まちづくり府中において契約にあたっての打ち合わせと手続きを行います。契約時には賃料を一括現金でお支払いいただきます。なお、選考結果の事由についてはお答えできません。
- ④ 出店：契約成立後、契約書に記載の貸出日から出店が可能となります。準備などの詳細は契約時に調整することとします。什器の搬入や出店準備のための区画内への立ち入りは原則契約書に記載の貸出日以降となります。なお、事前の立ち入りについては契約時までにご相談ください。
- ⑤ 契約期間終了時：契約期間最終日の17時までに建物を原状に復して明け渡してください。

【個人情報について】

当法人では出店申込者等から提供いただいた個人情報については、本関連事業への利用目的以外には使用しません。万一、当該目的以外で利用する場合には、事前にお知らせいたします。また利用目的に照らして不要となった個人情報については、速やか且つ適正に廃棄いたします。

【お問合せ先】

一般社団法人まちづくり府中
183-0056 東京都府中市寿町1-5
府中駅北第2庁舎7階
TEL: 042-370-1960
E-mail: machidukuri_fuchu@nifty.com
HP: <http://machidukuri-fuchu.jp>